19　操縦系統の装備品等に係る業務
20　構造部材に係る業務
21　ドアに係る業務
22　窓に係る業務
23　座席その他航空機内に備え付けられた装備品等に係る業務
24　その他国土交通大臣が告示で指定する装備品等に係る業務

2　認定には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる限定をすることができるものとする。

認定の区分	限定
一　（略）	（略）
二　前項の表第二号に掲げる業務の能力についての認定	装備品等の種類及び型式又は仕様についての限定、第五条の六の表に掲げる作業の区分又は作業の内容についての限定、第六条の表に掲げる設計の変更の区分又は設計の変更の内容についての限定その他の限定

（認定の申請）

第三十一条　（略）

（認定の基準）

第三十二条　法第二十条第一項の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。

認定業務の区分	確認主任者の要件	確認の区分
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	（略）	法第十三条第四項、法第十三条の二第四項又は法第十八条第二項若しくは第四項の確認又は第三十九条第一項の表第一号の検査の確認
	学校教育法による大学又は高等専門学校の航空又は機械に関する学科において所定の課程を修めて卒業し（当該学	

2　認定には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる限定をすることができるものとする。

認定の区分	限定
一　（略）	（略）
二　前項の表第二号に掲げる業務の能力についての認定	装備品の種類及び型式についての限定、第五条の六の表に掲げる作業の区分又は作業の内容についての限定、第六条の表に掲げる設計の変更の区分又は設計の変更の内容についての限定その他の限定

（認定の申請）

第三十四条　（略）

（認定の基準）

第三十五条　法第二十条第一項の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。

認定業務の区分	確認主任者の要件	確認の区分
法第二十条第一項第一号に係る認定業務	（略）	法第十三条第四項、法第十三条の二第四項又は法第十七条の二第二項若しくは第四項の確認又は第三十九条の四第一項の表第一号の検査の確認